

令和5年度版

# 裾野市の国保



裾野市

健康福祉部 国保年金課

## 目 次

1	市民憲章	1
2	市の概況	2
3	国民健康保険のあゆみ	3
4	事務機構及び事務分掌	7
5	国民健康保険運営協議会	8
6	被保険者	9
7	保険給付	12
8	医療全体の状況	14
9	保健事業	17
10	国民健康保険税	20
11	財政状況	25

1 市民憲章

## 裾野市民憲章

わたくしたち裾野市民は、麗峰富士のもと  
その気高く美しい姿のように、人間性豊かな  
平和都市を理想として、この憲章を定めます。

1. 働くことに喜びをもち、  
明るく健康なまちをつくります。
  
1. 思いやりの心で、  
住みよいまちをつくります。
  
1. 秩序をまもり、  
平和で安全なまちをつくります。
  
1. 恵まれた自然を大切にし、  
美しいまちをつくります。
  
1. 伝統を生かし、  
創造性をつちかい、文化のまちを  
つくります。

昭和56年8月1日制定

## 2 市の概況

○市制施行 昭和46年1月1日  
(地方自治法3万人市制の特例により)

○位置(市役所) 東経138°54'36"  
北緯35°10'22"  
海拔126.2m

○面積 138.12km<sup>2</sup>  
[東西延長23.5km 南北延長23.0km]

○標高 78.5m~2,169m

○世帯数 21,613世帯 (令和5年4月1日現在)

○人口 49,410人 (令和5年4月1日現在)

○産業別就業人口

区 分	就業人口	構成比
総数	25,520	100.00%
第一次産業	505	1.98%
第二次産業	9,549	37.42%
第三次産業	15,366	60.21%
分類不能	100	0.39%

(令和2年 国勢調査より)

○市域の変遷

- ・昭和27年4月1日 駿東郡泉村と小泉村が合併し裾野町となる。
- ・昭和31年9月30日 駿東郡深良村と合併
- ・昭和32年9月1日 駿東郡富岡村と須山村が合併し現在の礎となる。(人口22,810人)
- ・昭和46年1月1日 裾野町、市制施行し、裾野市となる。

### 3 国民健康保険のあゆみ

昭和	30年	裾野町国民健康保険条例を制定
	31年9月	深良村合併
	32年9月	富岡村、須山村合併
	34年4月	新裾野町国民健康保険条例並びに国民健康保険税条例施行される
	35年4月	被保険者5割給付、助産費1,000円、葬祭費1,000円、育児手当1,000円 保険税、所得割2/100、資産割16.6/100、均等割280円、平等割600円に変更、限度額18,000円に変更
	36年4月	世帯主の結核性疾病及び精神障害7割給付の実施
	36年7月	保険税、資産割15/100、均等割300円、平等割630円に変更
	37年4月	助産費2,000円、葬祭費2,000円を支給 保険税、所得割2.2/100、資産割14/100、均等割330円、平等割690円に変更、限度額21,600円に変更
	38年4月	世帯主の全疾病7割給付の実施、育児手当（1カ月200円×6カ月）を支給
	39年	保険税、資産割15/100、均等割370円、平等割760円、限度額24,000円に変更
	40年4月	世帯員の7割給付の実施、助産費2,000円、育児手当1,200円に引上げ 保険税、所得割1.5/100、資産割15.5/100、均等割540円、平等割1,070円、限度額50,000円に変更
	41年4月	助産費3,000円、葬祭費3,000円に引上げ 保険税、所得割1.4/100、資産割22/100、均等割800円、平等割1,520円に変更
	42年4月	保険税、所得割2.1/100、均等割1,320円、平等割2,400円に変更
	43年4月	保険税、所得割2/100、資産割28/100、均等割1,450円、平等割2,550円に変更
	44年4月	保険税、所得割4.55/100、均等割1,780円、平等割2,950円に変更
	45年4月	助産費5,000円に引上げ
	46年1月	市制施行
	46年4月	助産費10,000円、葬祭費7,000円、育児手当2,000円に引上げ 保険税、限度額80,000円に変更
	48年4月	老人医療費支給制度実施 保険税、所得割2.5/100、資産割40/100、均等割2,740円、平等割4,500円に変更
	48年12月	高額療養費支給制度実施（自己負担額30,000円）
	49年4月	助産費20,000円に引上げ 保険税、所得割2.6/100、均等割3,540円、平等割5,300円、限度額120,000円に変更
	51年4月	高額療養費支給制度の改正（自己負担額39,000円） 助産費40,000円、葬祭費10,000円に引上げ、 保険税、所得割3.4/100、均等割4,600円、平等割6,500円、限度額150,000円に変更
	52年4月	助産費60,000円に引上げ 保険税、限度額170,000円に変更
	53年4月	保険税、限度額190,000円に変更
	54年4月	保険税、所得割4.3/100、資産割48/100、均等割6,000円、平等割9,000円に変更、 限度額220,000円に変更
	54年12月	助産費80,000円に引上げ
	55年4月	保険税、限度額240,000円に変更
	56年4月	保険税、限度額260,000円に変更
	57年3月	助産費100,000円に引上げ
	57年4月	保険税、限度額270,000円に変更
	57年9月	高額療養費支給制度の改正（自己負担額45,000円、市民税非課税世帯39,000円）
	57年10月	葬祭費20,000円に引上げ
	58年1月	高額療養費支給制度の改正（自己負担額51,000円）
	58年2月	老人保健法施行
	58年4月	保険税、限度額280,000円に変更
	59年4月	保険税、限度額300,000円に変更
	59年10月	退職者医療制度創立される 高額療養費支給制度の改正（市民税非課税世帯30,000円、世帯合算、多数該当、長期特

	定疾病の新設)
60年4月	保険税、所得割4.55/100、均等割6,600円、平等割9,480円、限度額330,000円に変更
61年4月	保険税、限度額350,000円に変更
62年4月	助産費130,000円、に引上げ
	保険税、所得割5.2/100、均等割9,000円、平等割12,600円、限度額370,000円に変更
平成63年4月	保険税、限度額390,000円に変更、育児手当の廃止
元年4月	保険税、限度額400,000円に変更
3年4月	保険税、限度額420,000円に変更、葬祭費30,000円に引上げ
4年4月	保険税、限度額440,000円に変更、助産費240,000円、葬祭費50,000円に引上げ
6年10月	国保法の改正により助産費を出産育児一時金と改め300,000円とする
	入院時食事療養費制度の創立
	一日人間ドック助成事業開始
8年4月	保険税、資産割40/100、所得割5.2/100、均等割14,400円、平等割15,600円、賦課限度額480,000円に変更
12年4月	<p><b>・介護保険制度が開始</b></p> <p>・国保税の賦課割合等の変更</p> <p>介護納付金分 資産割3/100、所得割0.7/100、均等割3,300円、平等割3,300円、賦課限度額70,000円に制定</p> <p>国民健康保険条例の一部改正（罰則規定：10万円以下の過料を科する。）</p>
12年7月	国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付並びに保険給付の支払の差止め等に関する取扱要綱、国民健康保険短期被保険者証交付要綱の制定
12年12月	国民健康保険税の賦課に係る仮算定を廃止し、納期を8期に改正（13年度から施行）
13年2月	国民健康保険税条例施行規則の一部改正（国保税の減免規定を追加）
13年10月	短期被保険者証、資格証明書の交付を開始
14年3月	裾野市国民健康保険出産育児一時金受領委任払制度実施要綱の制定
14年10月	国民健康保険法等の一部改正により、前期高齢者、3歳未満被保険者の負担割合が設定（前期高齢者：1割【2割】3歳未満：2割）
15年4月	<p>・国保税の賦課割合等の変更</p> <p>医療費分 所得割5.8/100、資産割36/100、均等割21,600円、平等割21,600円、賦課限度額520,000円</p> <p>介護納付金分 所得割0.8/100、資産割3/100、均等割4,800円、平等割3,600円</p> <p>に引き上げ</p> <p>国民健康保険法等の一部改正により、退職被保険者等負担割合が3割</p>
15年8月	裾野市国民健康保険人間ドック等助成事業実施要綱の制定（従前の要綱を廃止）
	脳ドック助成事業開始
16年9月	24時間電話健康相談事業開始
18年10月	出産育児一時金を350,000円に引き上げ
19年4月	国保年金室の所管が市民部から健康福祉部に変更
20年3月	●第1期特定健康診査等実施計画を策定（25年3月まで）
20年4月	<p><b>・後期高齢者医療制度が開始</b></p> <p>・国保税の賦課割合等の変更</p> <p>基礎課税分 賦課限度額470,000円</p> <p>所得割4.8/100、資産割30/100、均等割19,200円、平等割19,200円、後期高齢者支援金分（新制度） 賦課限度額120,000円</p> <p>所得割1.2/100、資産割6/100、均等割6,000円、平等割6,000円、介護納付金分 賦課限度額90,000円</p> <p>所得割0.8/100、資産割3/100、均等割4,800円、平等割3,600円、</p>
20年7月	特定健康診査が開始（特定保健指導は8月から）
21年1月	出産育児一時金を380,000円に引き上げ（産科医療補償制度）
21年4月	被保険者の適用除外（小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは里親）
21年10月	出産育児一時金を420,000円に引き上げ

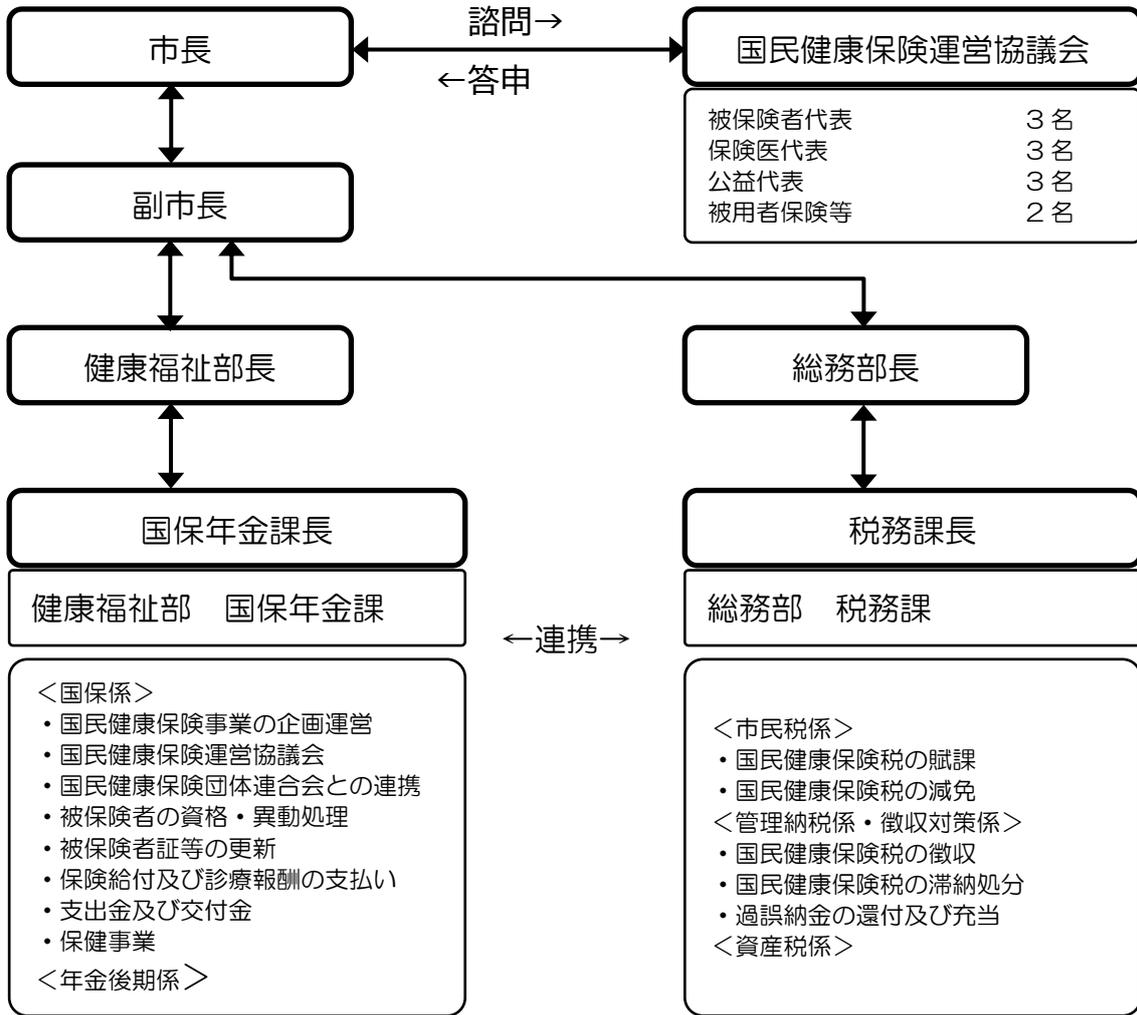
22年4月	<p>特例対象被保険者等に係る国保税課税の特例を制定（非自発的失業者）</p> <p>国保税の条例減免制度の一部改正（所得が著しく減少した被保険者を対象）</p> <p>人間ドック・脳ドック対象者を75歳未満まで拡大（同年度75歳は非該当）</p>
22年6月	<p>国保条例の一部改正・同条例施行規則の一部改正</p> <p>国保税の減免規定を追加「疾病、失業等により前年に比し所得が著しく減少したため、国民健康保険税の納付が困難と認められる者」（条例）</p> <p>前年の合計所得金額、所得減少の程度の率を明確化（条例施行規則）</p>
23年4月	<p>・国保税の賦課割合等の変更</p> <p>基礎課税分 賦課限度額 500,000円</p> <p>所得割 5.5/100、資産割 25/100、均等割 22,000円、平等割 20,000円</p> <p>後期高齢者支援金分 賦課限度額 130,000円</p> <p>所得割 1.8/100、資産割 4/100、均等割 6,600円、平等割 6,000円</p> <p>介護納付金分 賦課限度額 100,000円</p> <p>所得割 1.5/100、均等割 12,000円、均等割、平等割に係る軽減割合を7割・5割に変更し、2割軽減を新設</p>
24年4月	<p>・国保税の賦課限度額変更</p> <p>基礎課税分 510,000円</p> <p>後期高齢者支援金分 140,000円</p> <p>介護納付金分 120,000円</p> <p>・被用者保険旧扶養者に係る国保税の減免期間を、資格取得から「2年間」を「当分の間」に変更</p>
25年3月	<p>●第2期特定健康診査等実施計画を策定（30年3月まで）</p>
25年6月	<p>国保条例の一部改正により、1.国保被保険者が後期高齢者医療に移行する場合、国保税の軽減判定所得の算定特例を恒久化する。2.特定世帯に係る世帯平等割額を最初の5年間1/2減額する現行制度に加え、その後3年間1/4減額する措置を講ずる。</p>
26年6月	<p>・低所得者に係る国保税の軽減枠の拡充</p>
27年2月	<p>・国保データベース（KDB）システム導入</p>
27年4月	<p>・国保税の賦課割合等の変更</p> <p>基礎課税分 賦課限度額 510,000円</p> <p>所得割 5.5/100、資産割 20/100、均等割 23,600円、平等割 21,000円</p> <p>後期高齢者支援金分 賦課限度額 160,000円</p> <p>所得割 2.1/100、資産割 4/100、均等割 8,800円、平等割 8,200円</p> <p>介護納付金分 賦課限度額 140,000円</p> <p>所得割 2.1/100、均等割 14,600円</p>
27年6月	<p>・低所得者に係る国保税の軽減枠の拡充</p>
28年4月	<p>・国保税の賦課限度額変更</p> <p>基礎課税分 520,000円</p> <p>後期高齢者支援金分 170,000円</p> <p>介護納付金分 160,000円</p>
28年6月	<p>・低所得者に係る国保税の軽減枠の拡充</p>
29年4月	<p>●第1期国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定（30年3月まで）</p> <p>・国保税の賦課限度額変更</p> <p>基礎課税分 540,000円</p> <p>後期高齢者支援金分 190,000円</p>
29年6月	<p>・低所得者に係る国保税の軽減枠の拡充</p>
30年3月	<p>●第3期特定健康診査等実施計画・第2期国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定（35年3月まで（2023年3月まで））</p>
30年4月	<p>・ <u>国保制度改革</u>（都道府県も国保の保険者となり、財政の運営の責任主体となる）</p> <p>・ 国民健康保険財政調整基金条例の制定</p>
30年6月	<p>・ 低所得者に係る国保税の軽減枠の拡充</p>
31年4月	<p>・ 国保税の賦課限度額変更</p> <p>基礎課税分 580,000円</p>
令和元年6月	<p>・ 低所得者に係る国保税の軽減枠の拡充</p>

2年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保税の賦課方式、賦課割合等の変更（資産割の廃止）</li> <li>基礎課税分 賦課限度額 610,000円</li> <li>所得割 6.8/100、均等割 26,000円、平等割 18,600円、</li> <li>後期高齢者支援金分 賦課限度額 190,000円</li> <li>所得割 2.4/100、均等割 9,400円、平等割 6,800円、</li> <li>介護納付金分 賦課限度額 160,000円</li> <li>所得割 2.1/100、均等割 14,200円、</li> <li>・低所得者に係る国保税の軽減枠の拡充</li> </ul>
2年5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給</li> <li>（令和2年1月から遡及して適用）</li> </ul>
2年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免（令和2年2月から遡及して適用）</li> </ul>
3年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第3期裾野市特定健康診査等実施計画・第2期裾野市国民健康保険保健事業実施計画書（データヘルス計画）の中間評価</li> </ul>
3年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保税の賦課限度額変更</li> <li>基礎課税分 630,000円</li> <li>介護納付金分 170,000円</li> <li>・低所得者に係る国保税の軽減判定基準の変更</li> </ul>
3年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険表彰条例の廃止（令和3年度までで優良家庭表彰事業を廃止）</li> </ul>
4年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>未就学児に係る均等割の軽減措置の開始</li> </ul>
5年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保税の賦課限度額変更</li> <li>基礎課税分 650,000円</li> <li>後期高齢者支援金分 220,000円</li> <li>・低所得者に係る国保税の軽減判定基準の変更</li> </ul>

※●は計画書の策定等を示す

4 事務機構及び事務分掌

（令和5年4月1日現在）



5 国民健康保険運営協議会

(1) 国民健康保険運営協議会の審議事項

- ① 一部負担金の負担割合に関する事項
- ② 保険税の賦課方法に関する事項
- ③ 保険給付の種類および内容に関する事項
- ④ 保健事業の実施大綱の策定に関する事項
- ⑤ その他国民健康保険事業の運営に関する重要な事項

(2) 委員の構成

- ① 被保険者を代表する委員 3名
- ② 保険医または保険薬剤師を代表する委員 3名
- ③ 公益を代表する委員 3名
- ④ 被用者保険等保険者を代表する委員 2名 計11名

(3) 令和4年度 国民健康保険運営協議会実績

● 第1回運営協議会 令和4年9月27日（火）

① 諮問

- ・ 国民健康保険税賦課割合の見直しについて
- ・ 施行令の改正に合わせて賦課限度額を改正することについて

② 報告事項

- ・ 令和3年度国民健康保険特別会計の決算について
- ・ 令和4年度当初予算の概要について
- ・ 保健事業の実施状況について

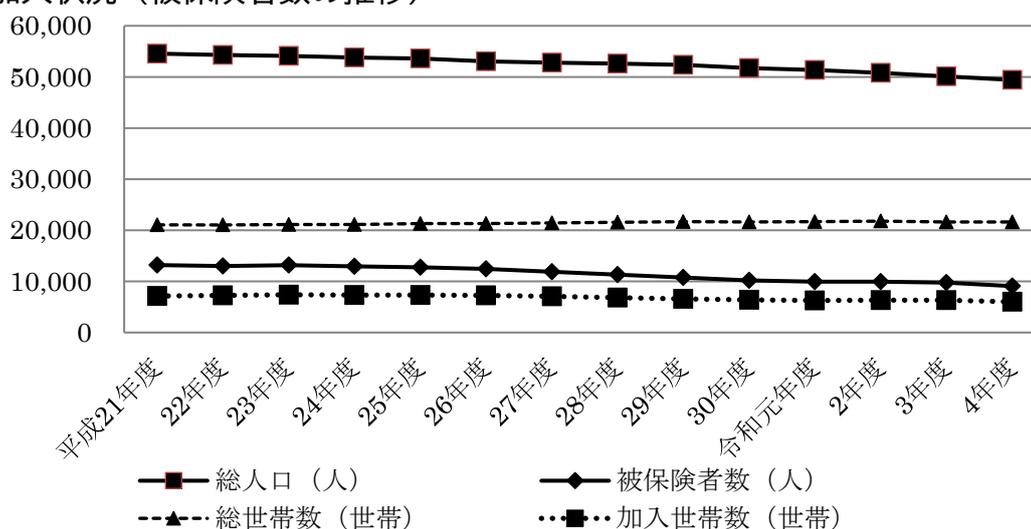
6 被保険者

(1) 国保加入状況（予算執行実績及び主要事務事業調書）

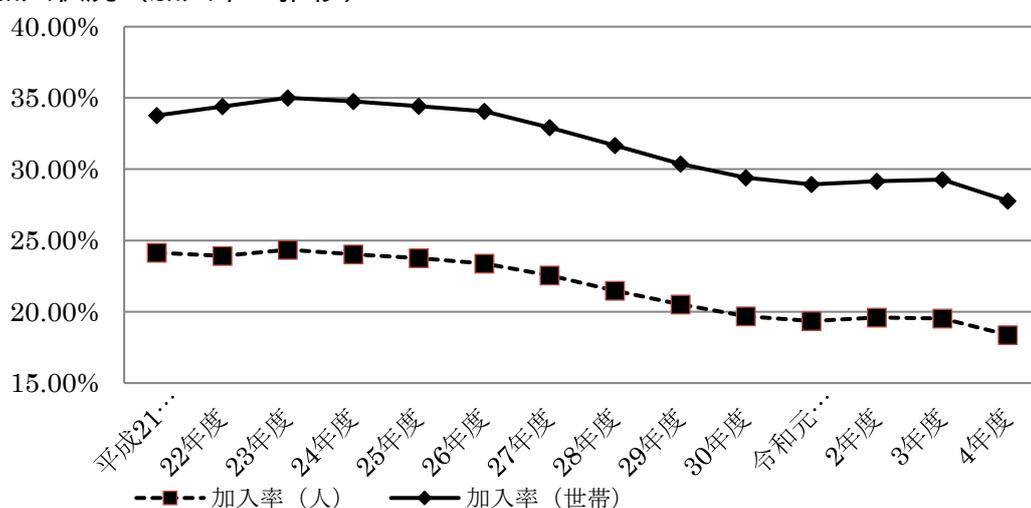
各年年度末現在

年度	総人口 (人)	被保険者数 (人)	加入率	総世帯数 (世帯)	加入世帯数 (世帯)	加入率
平成21年度	54,560	13,167	24.13%	21,088	7,120	33.76%
22年度	54,267	12,985	23.93%	21,042	7,240	34.41%
23年度	54,098	13,175	24.35%	21,096	7,386	35.01%
24年度	53,814	12,926	24.02%	21,149	7,351	34.76%
25年度	53,582	12,728	23.75%	21,314	7,336	34.42%
26年度	53,078	12,416	23.39%	21,291	7,254	34.07%
27年度	52,824	11,908	22.54%	21,456	7,062	32.91%
28年度	52,590	11,299	21.49%	21,564	6,828	31.66%
29年度	52,332	10,736	20.52%	21,690	6,588	30.37%
30年度	51,707	10,183	19.69%	21,636	6,364	29.41%
令和元年度	51,347	9,937	19.35%	21,711	6,281	28.93%
2年度	50,770	9,953	19.60%	21,786	6,353	29.16%
3年度	50,089	9,783	19.53%	21,651	6,339	29.28%
4年度	49,410	9,076	18.37%	21,613	6,003	27.77%

加入状況（被保険者数の推移）



加入状況（加入率の推移）



被保険者数は、令和元年に1万人を割って以降微減傾向である。加入率も人単位では最新値で18%台となった。

(2) 異動状況（予算執行実績及び主要事務事業調書）

●資格取得

年度	被保険者数	資格取得の内訳			
		転入	社保離脱	出生	その他
平成 21 年度	3,187	666	2,397	78	46
22 年度	2,421	509	1,722	61	129
23 年度	2,715	505	2,041	60	109
24 年度	2,515	446	1,918	59	92
25 年度	2,487	452	1,900	50	85
26 年度	2,356	412	1,831	46	67
27 年度	2,333	576	1,642	41	74
28 年度	2,102	461	1,548	21	72
29 年度	2,353	511	1,665	28	149
30 年度	2,182	550	1,528	27	77
令和元年度	2,179	459	1,625	19	76
02 年度	2,250	360	1,788	22	80
03 年度	2,029	338	1,612	20	59
04 年度	2,047	465	1,504	11	67

- ・ 資格取得異動の被保険者数は、長いレンジで見ると減少傾向にある。
- ・ 出生による資格取得は、平成 20 年代と比較すると激減である。

●資格喪失

年度	被保険者数	資格喪失の内訳				
		転出	社保加入	死亡	後期高齢加入	その他
平成 21 年度	2,870	587	1,684	89	433	77
22 年度	2,603	586	1,429	100	420	68
23 年度	2,525	496	1,476	66	397	90
24 年度	2,764	481	1,694	86	392	111
25 年度	2,685	476	1,572	83	460	94
26 年度	2,668	465	1,573	96	430	104
27 年度	2,841	618	1,522	76	515	110
28 年度	2,711	482	1,547	83	530	72
29 年度	2,916	519	1,557	87	585	168
30 年度	2,735	529	1,477	78	535	116
令和元年度	2,425	406	1,360	82	480	97
02 年度	2,234	353	1,237	73	443	128
03 年度	2,199	290	1,255	88	475	91
04 年度	2,754	471	1,423	104	672	84

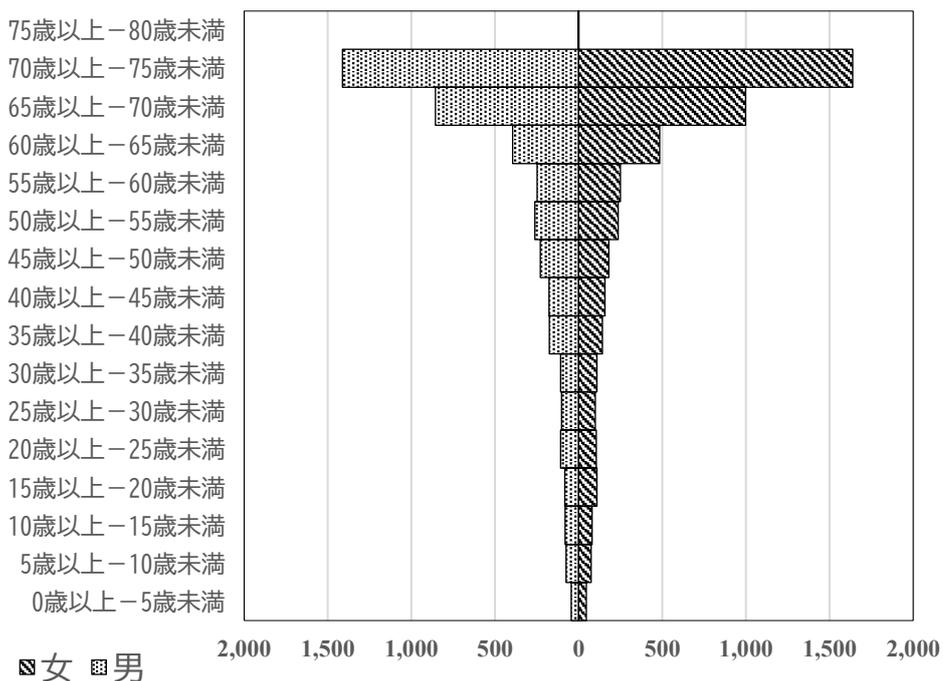
- ・ 後期高齢者医療保険への加入による資格喪失は、年々増加の途にある。
- ・ 転出による資格喪失は、令和 3 年度までは減少傾向であったが、令和 4 年度で大きく増となっている。
- ・ 資格取得者数より資格喪失者が多い年が続いており、被保険者数としては減少傾向にある。

(2) 国保加入者の内訳（年齢・性別）

（令和4年度末 単位：人）

年齢階層	男	女	合計
0歳以上－5歳未満	45	46	91
5歳以上－10歳未満	76	74	150
10歳以上－15歳未満	82	81	163
15歳以上－20歳未満	84	110	194
20歳以上－25歳未満	108	106	214
25歳以上－30歳未満	103	99	202
30歳以上－35歳未満	109	109	218
35歳以上－40歳未満	176	142	318
40歳以上－45歳未満	177	157	334
45歳以上－50歳未満	230	180	410
50歳以上－55歳未満	262	236	498
55歳以上－60歳未満	248	249	497
60歳以上－65歳未満	395	485	880
65歳以上－70歳未満	856	997	1853
70歳以上－75歳未満	1,414	1,640	3,054
合計	4,365	4,711	9,076

令和4年度末 裾野市国民健康保険年齢性別別構成



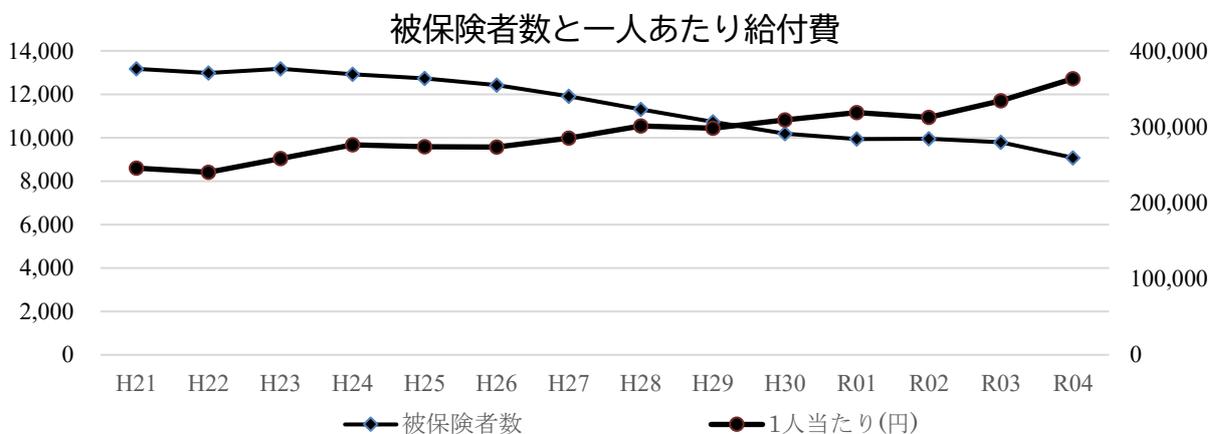
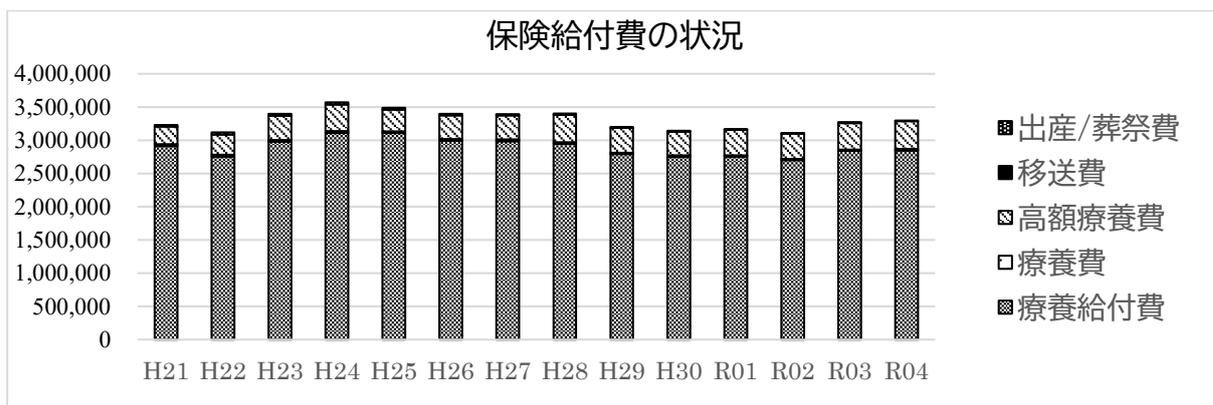
- ・ 被保険者の年齢構成は、60歳以上の世代が全体の60%以上を占めている。
- ・ 男女の被保険者数比では、ほぼ同程度であるが男性：女性はおよそ48：52である。

7 保険給付

(1) 給付費の状況（予算執行実績及び主要事務事業調書）

単位：千円

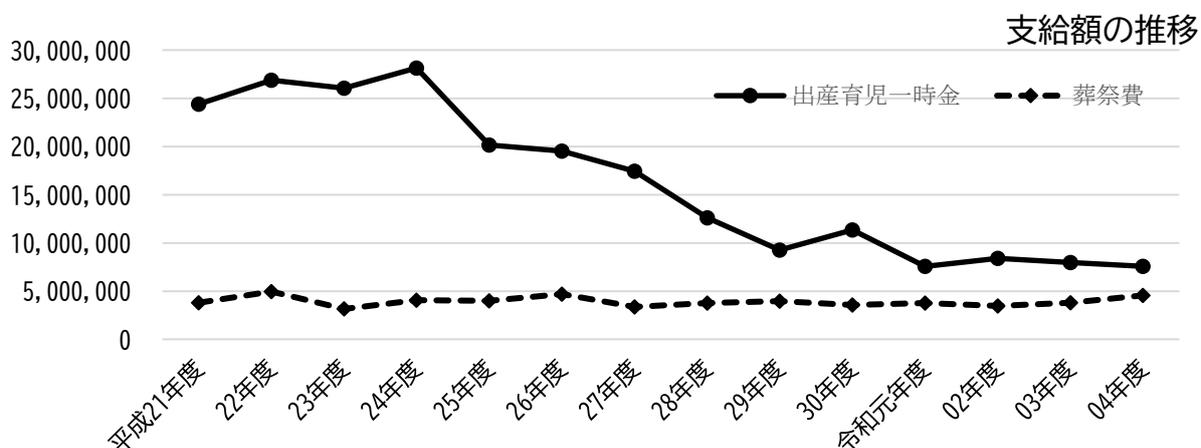
年度	被保険者数	療養給付費	療養費	高額療養費	移送費	出産/葬祭費	合計	1人当たり(円)
平成21年度	13,167	2,912,473	27,128	264,427	0	28,190	3,232,218	245,479
22年度	12,985	2,754,749	27,346	305,207	0	31,830	3,119,132	240,210
23年度	13,175	2,977,816	26,074	367,124	0	29,190	3,400,204	258,080
24年度	12,926	3,109,931	27,961	399,777	0	32,190	3,569,859	276,177
25年度	12,728	3,111,130	22,439	329,256	0	24,160	3,486,985	273,962
26年度	12,416	2,992,809	26,244	353,798	0	24,216	3,397,067	273,604
27年度	11,908	2,986,955	24,683	362,183	0	20,783	3,394,604	285,069
28年度	11,299	2,947,640	25,056	412,725	0	16,350	3,401,771	301,068
29年度	10,736	2,790,542	21,204	376,024	0	13,190	3,200,960	298,152
30年度	10,183	2,750,695	21,181	358,905	0	14,890	3,145,671	308,914
令和元年度	9,937	2,755,295	20,456	380,391	0	11,310	3,167,452	318,753
02年度	9,953	2,699,334	22,256	378,375	0	11,834	3,111,799	312,649
03年度	9,783	2,839,194	21,837	398,302	10	11,768	3,271,111	334,367
04年度	9,076	2,847,750	22,596	415,805	0	12,122	3,298,273	363,406



被保険者数は減少傾向にあるが、1人あたり給付費は増加傾向にある。

(2) 出産/葬祭費（予算執行実績及び主要事務事業調書）

年度	出産育児一時金		葬祭費		合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
平成21年度	61	24,390,000	76	3,800,000	137	28,190,000
22年度	64	26,880,000	99	4,950,000	163	31,830,000
23年度	62	26,040,000	63	3,150,000	125	29,190,000
24年度	67	28,140,000	81	4,050,000	148	32,190,000
25年度	48	20,160,000	80	4,000,000	128	24,160,000
26年度	47	19,515,940	94	4,700,000	141	24,215,940
27年度	42	17,433,288	67	3,350,000	109	20,783,288
28年度	30	12,600,000	75	3,750,000	105	16,350,000
29年度	22	9,240,000	79	3,950,000	101	13,190,000
30年度	27	11,340,000	71	3,550,000	98	14,890,000
令和元年度	18	7,560,000	75	3,750,000	93	11,310,000
02年度	20	8,384,000	69	3,450,000	89	11,834,000
03年度	19	7,968,000	76	3,800,000	95	11,768,000
04年度	18	7,572,000	91	4,550,000	109	12,122,000



※出産育児一時金：42万円／件 葬祭費：5万円／件

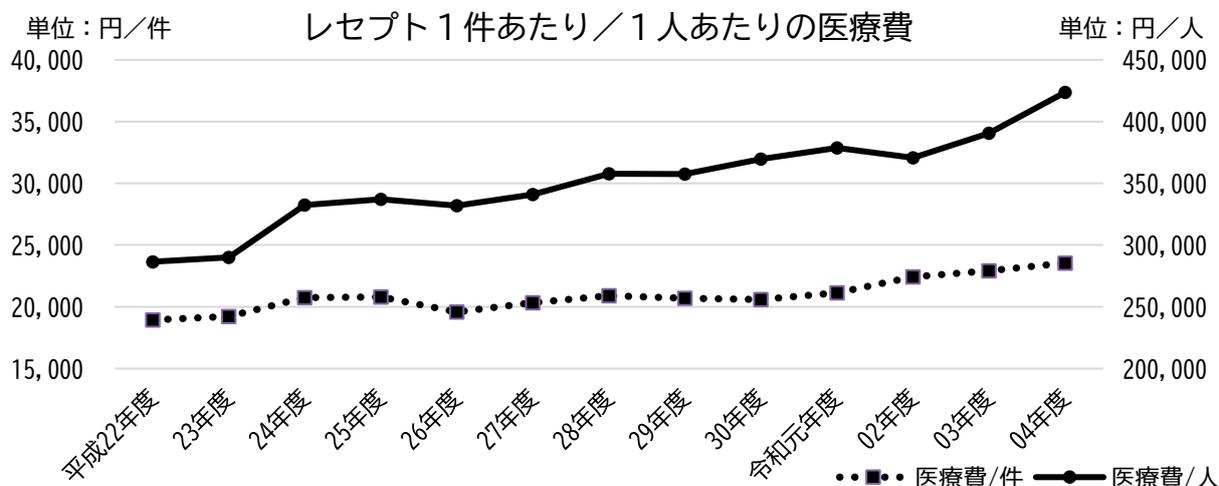
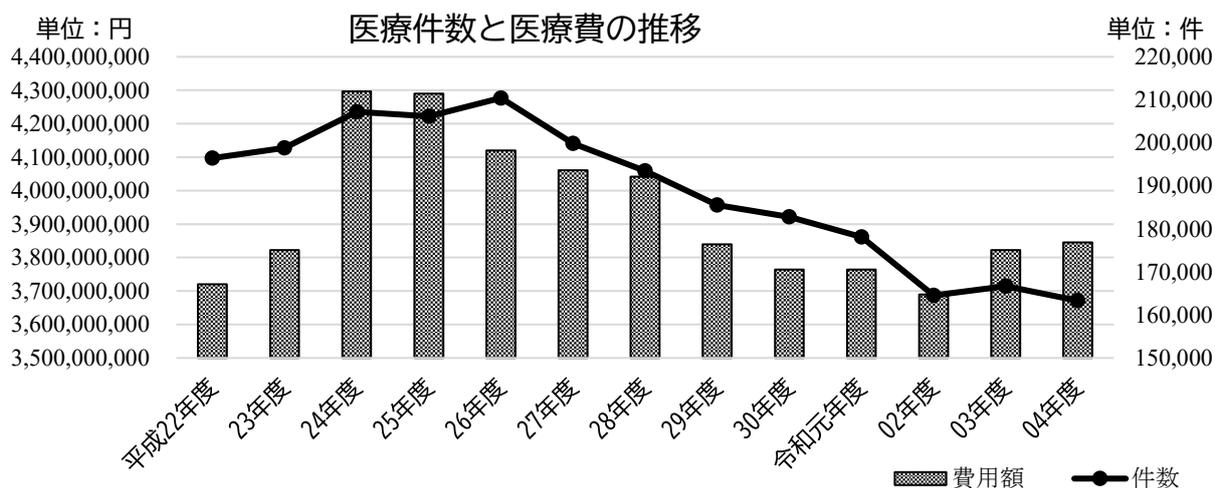
・若い世代の減少により、出産育児一時金の支給は以前と比較して減少している。

8 医療全体の状況

(1) 医療費の状況（事業年報C表（1）F表（1））

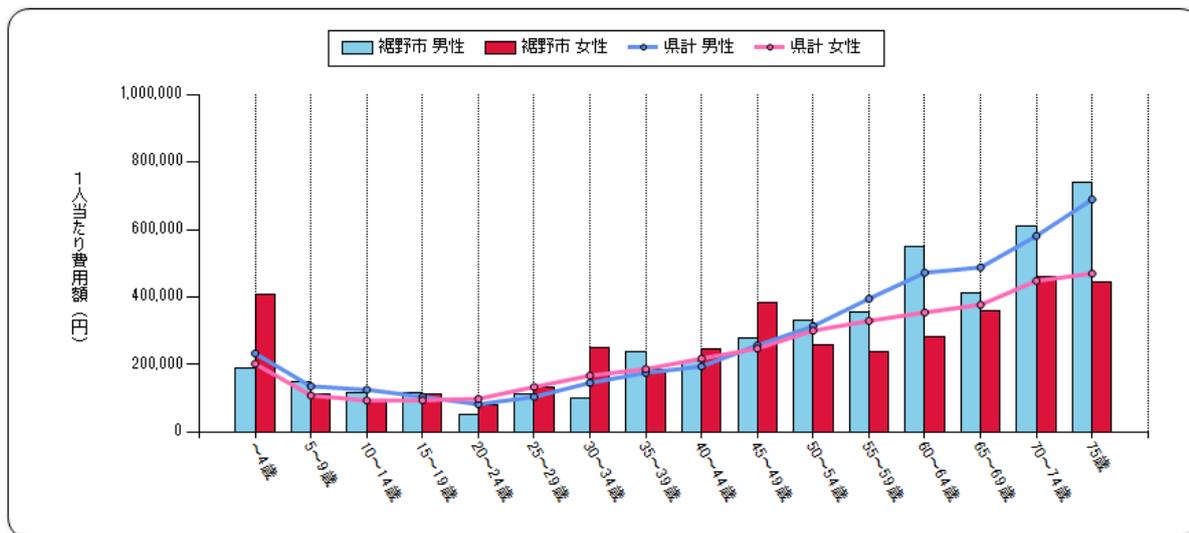
単位：円

年度	件数	費用額	保険者負担分	医療費/件	医療費/人	被保険者数
平成22年度	196,479	3,720,411,974	2,693,703,070	18,935	286,516	12,985
23年度	198,831	3,821,960,268	2,778,398,861	19,222	290,092	13,175
24年度	207,216	4,296,297,184	3,135,443,885	20,733	332,376	12,926
25年度	206,205	4,290,118,721	3,133,111,650	20,805	337,061	12,728
26年度	210,428	4,120,436,276	2,822,543,161	19,581	331,865	12,416
27年度	199,844	4,060,598,139	2,976,213,576	20,319	340,997	11,908
28年度	193,450	4,042,277,930	2,945,026,688	20,896	357,755	11,299
29年度	185,532	3,839,105,434	2,806,400,472	20,692	357,592	10,736
30年度	182,790	3,764,142,895	2,755,027,869	20,593	369,650	10,183
令和元年度	178,100	3,763,672,688	2,760,394,384	21,132	378,753	9,937
02年度	164,558	3,690,152,127	2,712,007,938	22,425	370,758	9,953
03年度	166,703	3,821,892,824	2,822,117,648	22,926	390,667	9,783
04年度	163,317	3,845,684,990	2,847,750,489	23,547	423,720	9,076



・1人あたり医療費の増加が顕著に表れている。

(2) 年代別医療費（令和4年度）

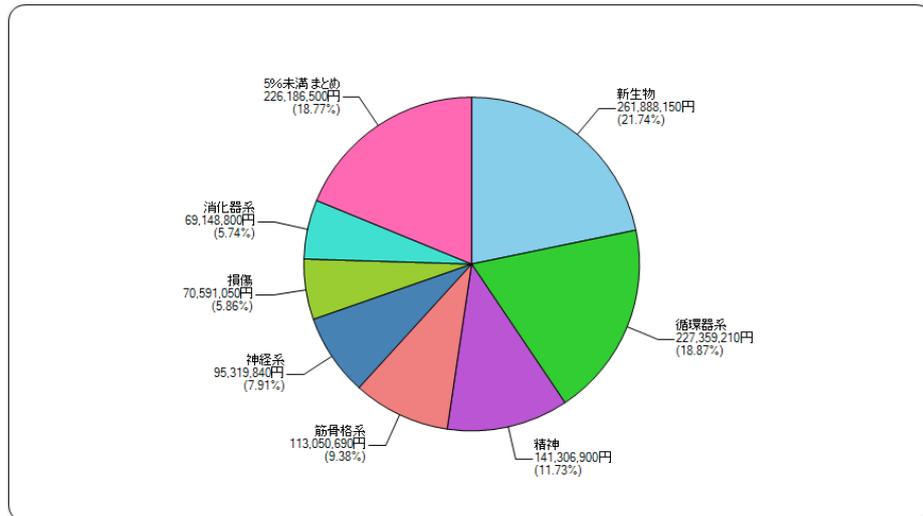


- ・ 0 から 5 歳の女性の医療費が突出しているが、被保険者数が少ない階層であるため、少数の特異なケースにより値として突出したものとする。
- ・ 50 歳以上の階層は、裾野市及び県合計とも一貫して女性より男性の医療費が高くなっており、年齢に従って医療費用額の伸びも大きい。

(3) 疾病別の状況（令和4年度）

・入院

(大分類)費用額(男性・女性)×4歳・5～9歳・10～14歳・15～19歳・20～24歳・25～29歳・30～34歳・35～39歳・40～44歳・45～49歳・50～54歳・55～59歳・60～64歳・65～69歳・70～74歳・75歳(医科入院)

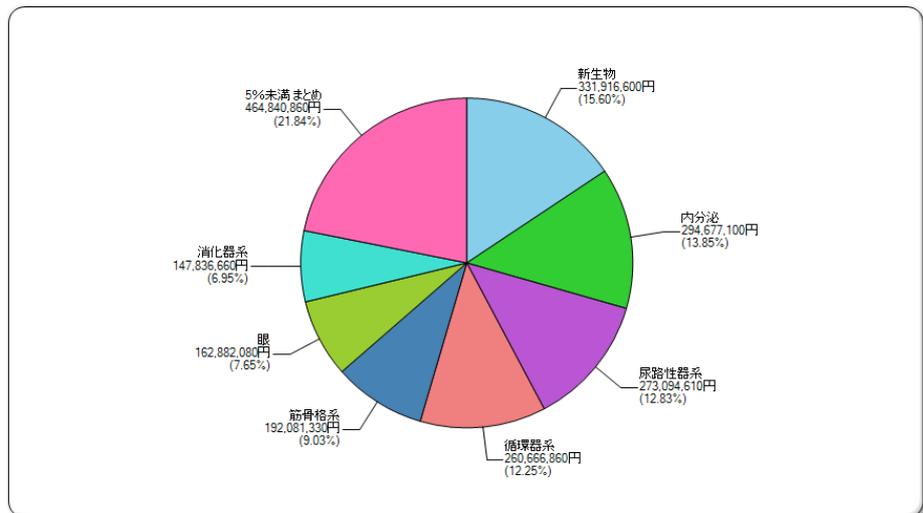


令和4年度処理分  
裾野市

ST48-単独保険者-円グラフ(疾病分類)R04入院

・外来

(大分類)費用額(男性・女性)×4歳・5～9歳・10～14歳・15～19歳・20～24歳・25～29歳・30～34歳・35～39歳・40～44歳・45～49歳・50～54歳・55～59歳・60～64歳・65～69歳・70～74歳・75歳(医科入院外)



令和4年度処理分  
裾野市

ST48-単独保険者-円グラフ(疾病分類)R04入院外

- ・入院、外来とも「新生物」の占める割合が一番となっている。
- ・外来では「泌尿器系」が3番目となっているが、入院では5%未満である。
- ・外来では「精神」が5%未満だが、入院では新生物・循環器系に次いで多い。

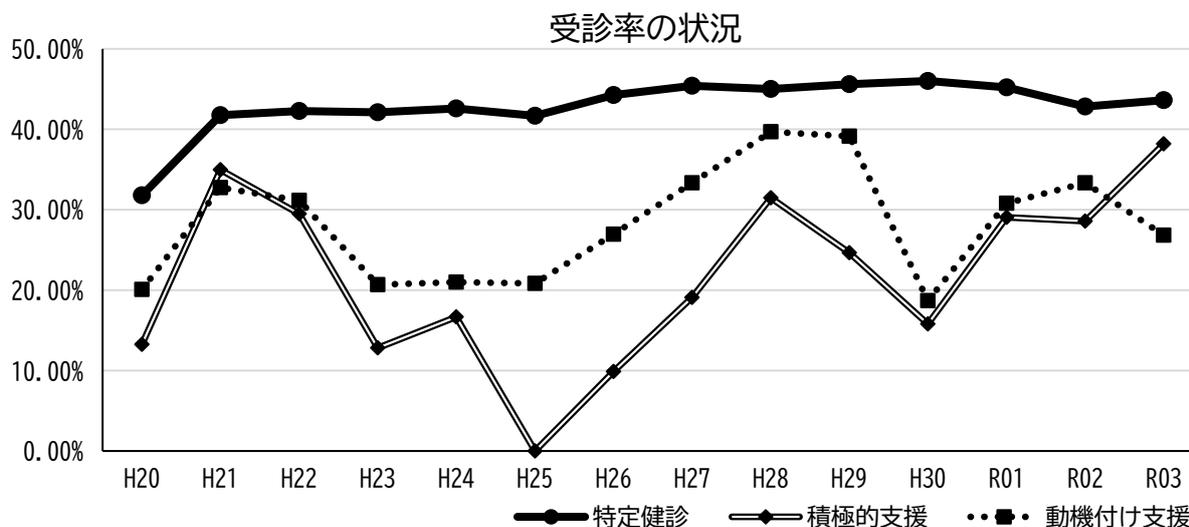
9 保健事業

(1) 特定健診（法定報告）

（単位：人）

年度		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
特定健診	対象者	8,298	8,476	8,635	8,700	8,778	8,778	8,701	8,557	
	受診者	2,638	3,539	3,650	3,665	3,739	3,659	3,852	3,884	
	受診率	31.79%	41.75%	42.27%	42.13%	42.60%	41.68%	44.27%	45.39%	
特定保健指導	積極的	対象者	68	103	95	78	84	84	91	89
		受診者	9	36	28	10	14	0	9	17
		受診率	13.24%	34.95%	29.47%	12.82%	16.67%	0.00%	9.89%	19.10%
	動機付け	対象者	294	403	401	387	367	360	360	324
		受診者	59	132	125	80	77	75	97	108
		受診率	20.07%	32.75%	31.17%	20.67%	20.98%	20.83%	26.94%	33.33%

年度		H28	H29	H30	R01	R02	R03	
特定健診	対象者	8,102	7,708	7,548	7,337	7,296	7,340	
	受診者	3,647	3,515	3,473	3,318	3,124	3,202	
	受診率	45.01%	45.60%	46.01%	45.22%	42.82%	43.62%	
特定保健指導	積極的	対象者	54	69	57	62	56	55
		受診者	17	17	9	18	16	21
		受診率	31.48%	24.64%	15.79%	29.03%	28.57%	38.18%
	動機付け	対象者	315	304	305	331	318	317
		受診者	125	119	57	102	106	85
		受診率	39.68%	39.14%	18.69%	30.82%	33.33%	26.81%



- ・ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えにより、全国的に医療費が減少した。特定健診の受診率についても同様に低下する傾向がみられた。
- ・ 保健指導については「積極的支援」の受診率は上昇傾向である。

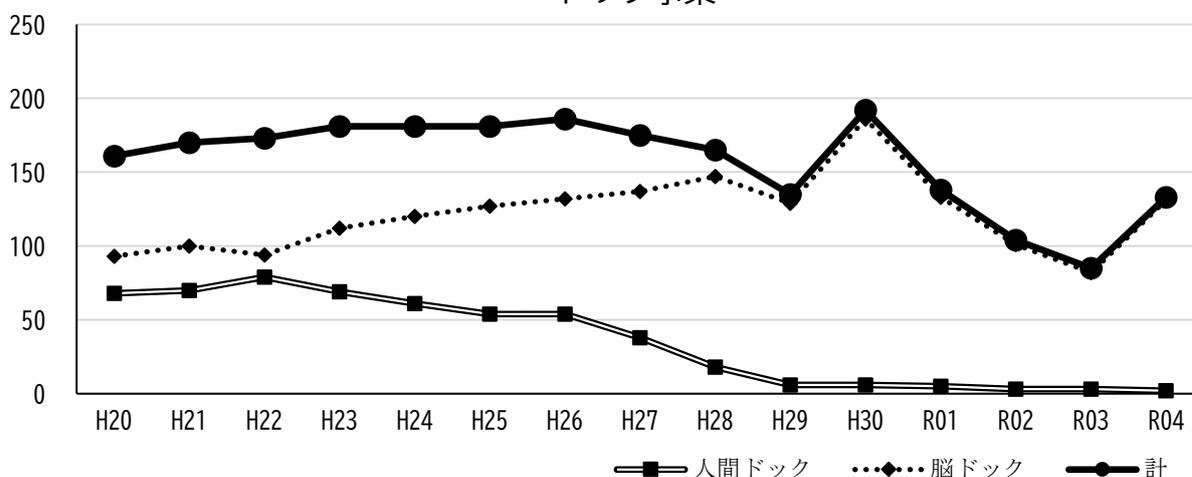
(2) ドック事業（人間ドック・脳ドック）

疾病の早期発見及び健康意識の向上を目的として、人間ドック及び脳ドックを実施。

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人間ドック	68	70	79	69	61	54	54	38
脳ドック	93	100	94	112	120	127	132	137
計	161	170	173	181	181	181	186	175

年度	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
人間ドック	18	6	6	5	3	3	2
脳ドック	147	129	186	133	101	82	131
計	165	135	192	138	104	85	133

ドック事業



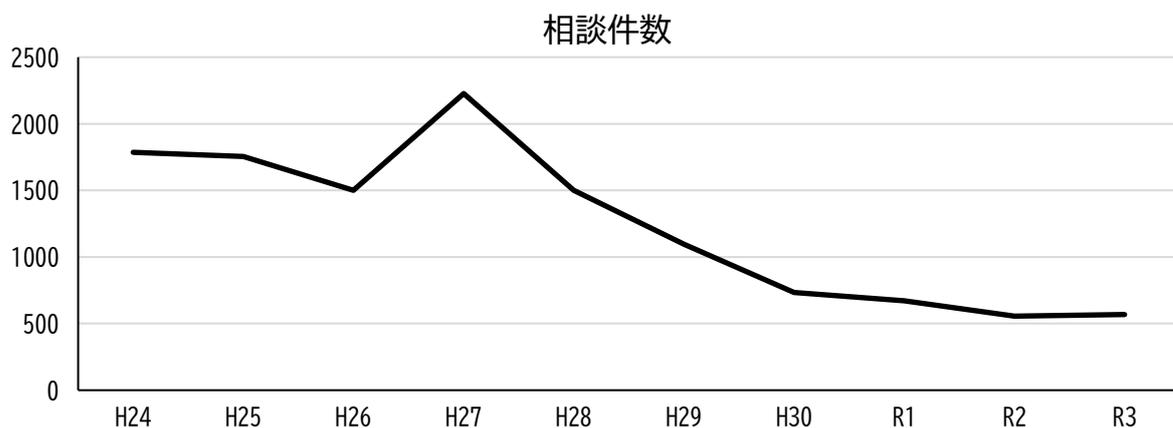
- ・平成29年度以降は脳ドックの検査内容を特定健診の項目と合わせて整理し、人間ドックは30歳以上40歳未満の被保険者向けに変更している。
- ・平成29年度以降のドックの受診傾向としては「脳ドック」が主となっており、「特定健診」や「がん検診」との使い分けが被保険者に浸透しているようである。

(3) 24 時間電話健康相談

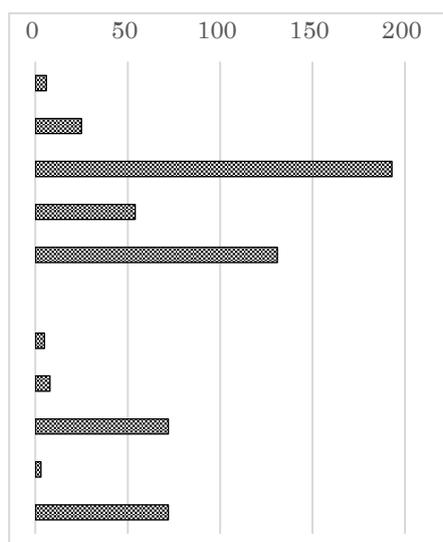
適正受診の一助として委託による 24 時間の電話相談を実施。

年度	20	21	22	23	H24	H25	H26	H27
相談件数	3,043	3,209	2,452	1,786	1,786	1,755	1,501	2,227

年度	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
相談件数	1,500	1,096	733	671	556	569	489



相談内容	相談件数
1. 健診・ドックに関する相談	6
2. 健康保持・増進に関する相談	25
3. 気になる身体の症状に関する相談	193
4. 家庭看護に関する相談（介護・応急手当等）	54
5. 治療に関する相談	131
6. 母子保健に関する相談（妊娠・遺伝等）	0
7. 育児に関する相談	5
8. 夜間・休日の医療機関案内	8
9. ストレス・メンタルヘルスに関する相談	72
10. 紹介・手配に関する相談（搬送・福祉施設等）	3
11. その他	72
合計	569



(4) その他

この他にも、健康推進課や介護保険課等と協力して保健事業を実施し、国保制度に限らず、介護予防、疾病予防の喚起に努めている。

- ・ 未受診者対策事業
- ・ 特定保健指導事業
- ・ 糖尿病性腎症等重症化予防事業
- ・ 若年者特定健診動機付け事業（スマホドック）
- ・ 後発医薬品希望カード（シール）配布事業

10 国民健康保険税

(1) 賦課期日 4月1日

(2) 賦課額

世帯主（擬制世帯主を除く）及び世帯内の被保険者について

- ・所得割額 … 前年の所得に応じた額
- ・資産割額 … 固定資産税に応じた額【令和元年度まで】
- ・均等割額 … 1人あたりの額
- ・平等割額 … 1世帯あたりの額

…の合算（令和2年4月より賦課方式及び賦課税率等改正）

(3) 賦課額

各項目の税率

・医療費分の税率

年度	応能割		応益割		賦課限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割	
3年度	6.80%	—	26,000円	18,600円	630,000円
4年度	6.80%	—	26,000円	18,600円	630,000円
5年度	6.80%	—	26,000円	18,600円	650,000円

・後期高齢者支援金分の税率

年度	応能割		応益割		賦課限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割	
3年度	2.40%	—	9,400円	6,800円	190,000円
4年度	2.40%	—	9,400円	6,800円	190,000円
5年度	2.40%	—	9,400円	6,800円	220,000円

・介護納付金分の税率

年度	応能割		応益割		賦課限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割	
3年度	2.10%	—	14,200円	—	170,000円
4年度	2.10%	—	14,200円	—	170,000円
5年度	2.10%	—	14,200円	—	170,000円

(4) 徴収月（期別）

・普通徴収

第1期	7月	第5期	11月
第2期	8月	第6期	12月
第3期	9月	第7期	1月
第4期	10月	第8期	2月

・特別徴収（支給年金からの徴収）

4月から偶数月（6回）

(5) 月割賦課

4月2日以降に国保資格を取得した者には、その取得した月から、また資格を喪失した者には、喪失した月の前月までの、月割賦課を行う。

(6) 国民健康保険税の軽減

低所得者に対する軽減（令和5年度）

- ① 前年の世帯の所得の合計額が43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯について均等割と平等割の7割を減額
- ② 前年の世帯の所得の合計額が43万円+29万円×被保険者と特定同一世帯所属者の数+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯について均等割と平等割の5割を減額
- ③ 前年の世帯の所得の合計額が43万円+53万5千円×被保険者と特定同一世帯所属者の数+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯について均等割と平等割の2割を減額

※ 施行日：令和5年4月1日

※ 下線部は令和5年4月1日付け改正の箇所

<参考 令和4年度より>

未就学児の均等割保険税の軽減措置が講じられ、一律に半額に軽減される。世帯の所得に応じた軽減（7割・5割・2割軽減）が実施されている場合は、軽減後の額の半額となる。

※ 施行日：令和4年4月1日

※ 特定同一世帯所属者：同じ世帯で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した人

※ 給与所得者等の数：給与収入が55万円を超える方と、65歳未満で公的年金等の収入が60万円を超える方または、65歳以上で公的年金等の収入が110万円を超える方の合計人数

(7) 課税状況（現年度分）

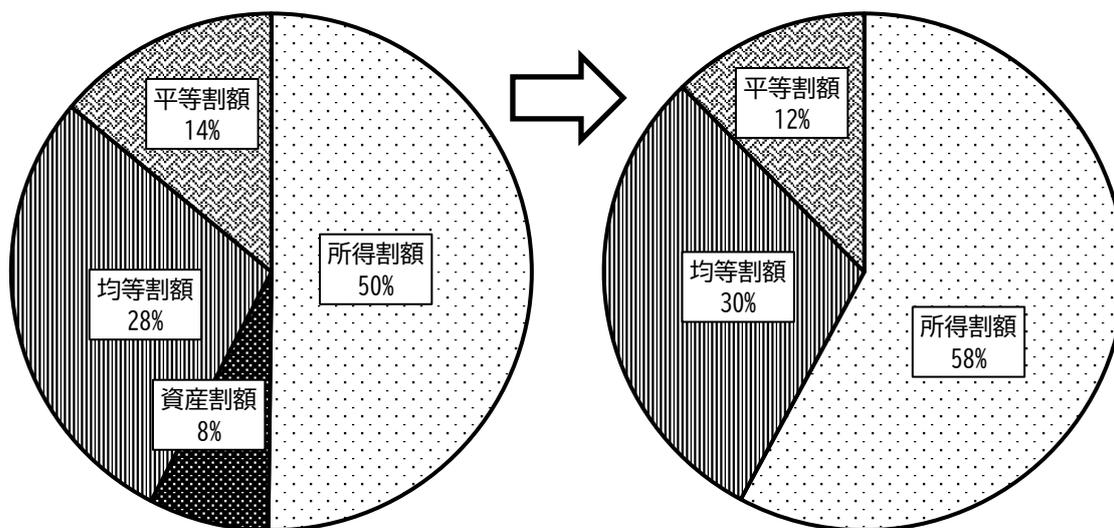
単位：円

年度	算定額				現年分調定額	被保険者数	調定額／人
	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額			
H24	856,905,717	152,329,170	483,068,600	210,964,000	1,314,384,100	12,926	101,685
H25	857,107,919	153,711,774	471,857,200	210,619,500	1,315,250,500	12,728	103,335
H26	872,608,927	156,676,183	460,732,200	208,520,000	1,269,948,600	12,416	102,283
H27	841,006,272	125,442,168	510,506,000	233,432,100	1,270,729,400	11,908	106,712
H28	820,806,186	123,287,664	480,876,400	224,913,000	1,226,793,100	11,299	108,575
H29	774,969,110	120,594,576	462,467,600	220,525,700	1,170,747,500	10,736	109,049
H30	756,667,540	111,191,856	444,679,200	216,182,200	1,130,673,900	10,183	111,035
R1	753,330,807	111,890,400	425,872,200	209,583,000	1,093,830,800	9,937	110,077
R2	857,206,667		454,482,200	180,422,550	1,079,353,200	9,953	108,445
R3	846,458,921		446,501,000	179,101,750	1,075,868,200	9,783	109,973
R4	844,274,942		435,212,400	179,527,200	1,006,500,400	9,076	110,897

- ・算定額は、減免・軽減・限度額超過調整前の額
- ・現年分調定額は、期割後の調定額

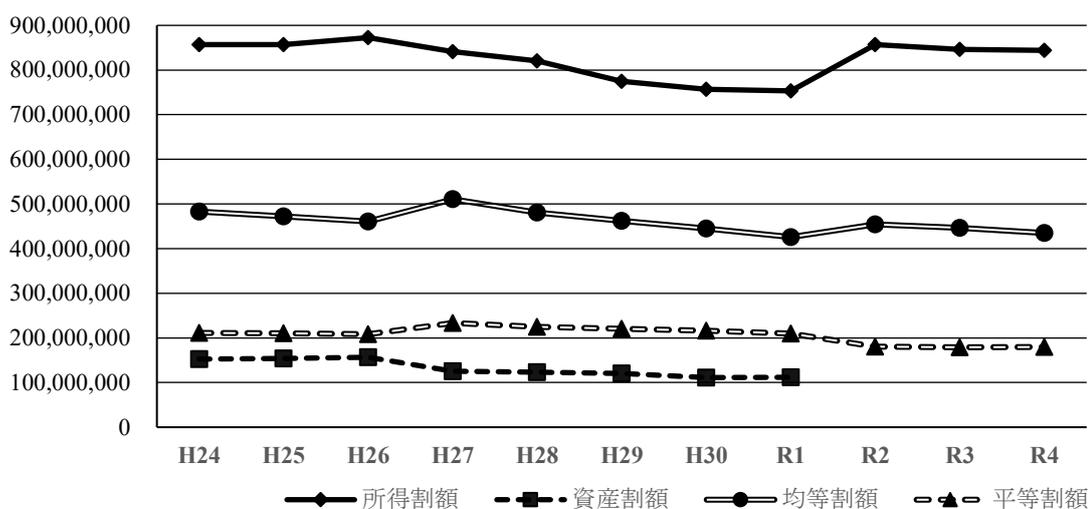
令和元年度の賦課別割合（資産割あり）

令和4年度の賦課別割合（資産割なし）

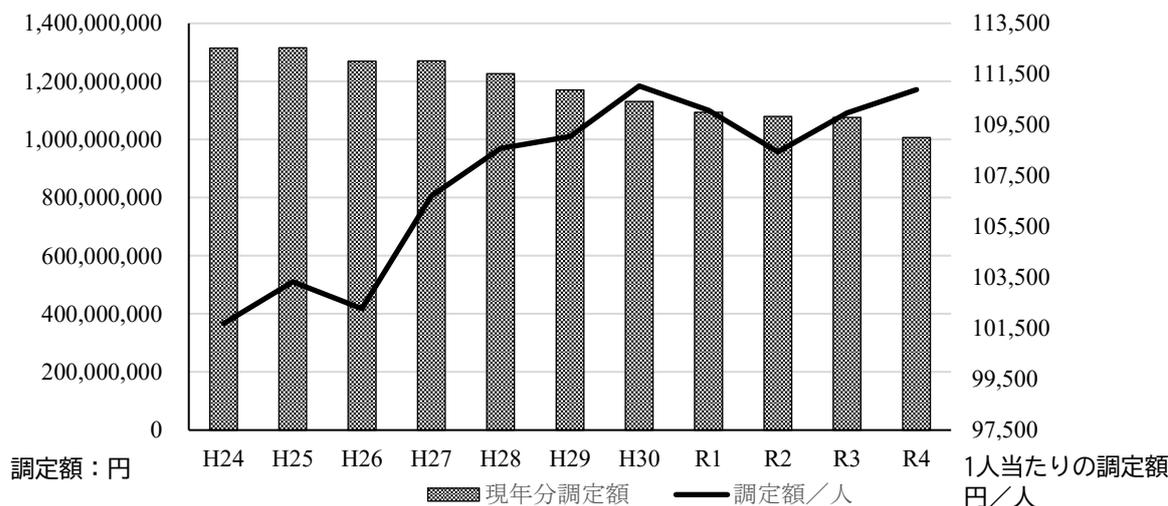


- ・平成30年度より県を共同保険者とする国民健康保険の運営が始まった。
- ・賦課方式の標準化に向けて令和2年度より「資産割」を廃止し賦課方式を3・3・2方式とした。
- ・4・4・2方式の最終年の令和元年度では応能応益比率は58：42であり、令和4年度も3・3・2方式ではあるが同じ割合の58：42で課税されている。

国民健康保険税算定額内訳の年度別推移



国民健康保険税調定額・1人当たりの調定額の年度別推移



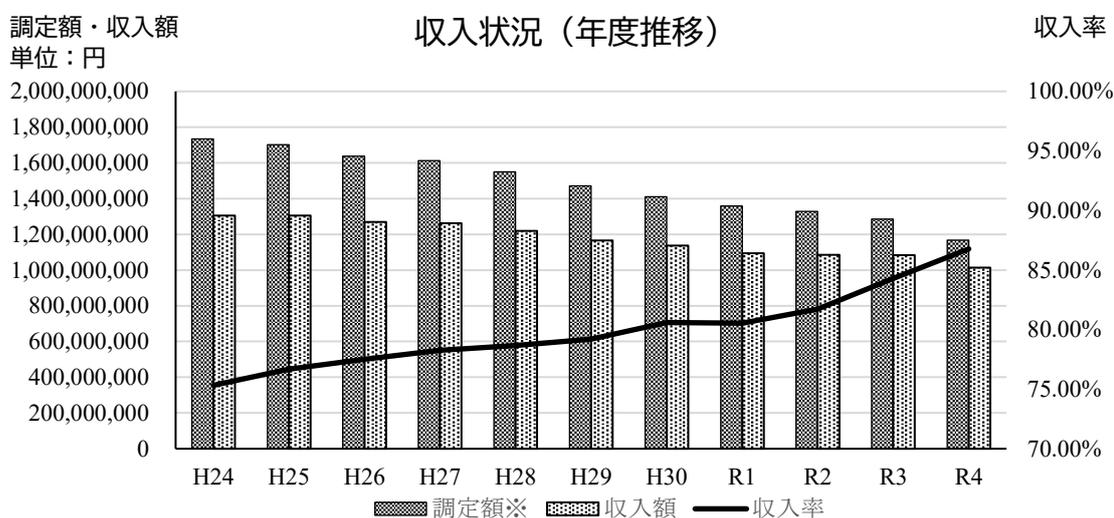
- ・ 表に示されている年度の中では、平成27年度、令和2年度の賦課分で税率の改定が行われており、各賦課分での比率が変化している。
- ・ 令和2年度賦課分の税率改定では、資産割分廃止の減額分を同じ応能割である所得割分で補っていることが見て取れる。
- ・ 調定額の推移では、被保険者数の減少に伴い、全体の調定額は年々減少傾向にあるが、他表にあるように、一人当たりの医療費の上昇に伴い、一人当たりの国保税調定額は、約10年前（H25～26ころ）より約10,000円上昇している。

(8) 収入状況

単位：円

年度	調定額※	収入額	不納欠損額	収入未済額	収入率 (%)
H24	1,733,519,157	1,305,749,074	40,620,328	387,149,755	75.32%
H25	1,702,162,387	1,305,142,327	35,035,571	361,984,489	76.68%
H26	1,637,811,039	1,269,373,904	32,134,946	336,302,189	77.50%
H27	1,611,697,989	1,261,246,704	31,651,111	318,800,174	78.26%
H28	1,550,030,674	1,219,214,463	30,974,271	299,841,940	78.66%
H29	1,470,669,540	1,164,675,478	31,238,240	274,755,822	79.19%
H30	1,411,151,122	1,137,135,821	21,583,174	252,432,127	80.58%
R1	1,357,651,677	1,093,543,333	22,956,973	241,151,371	80.55%
R2	1,328,439,471	1,085,581,269	40,118,083	202,740,119	81.72%
R3	1,285,828,569	1,083,741,520	48,431,712	153,655,337	84.28%
R4	1,168,072,137	1,013,588,593	21,440,279	133,043,265	86.77%

※「調定額」は現年及び滞納繰越額を含む。



- ・ 調定額の推移では、被保険者数の減少に伴い、調定額は年々減少傾向にあるが、収入率が上昇しているため、調定額の減少に比べ収入額の減少の度合いは緩やかである。

11 財政状況

(1) 令和4年度国民健康保険特別会計決算状況

<歳入>

単位：円

款	科目名称	当初予算額	予算現額計	収入済額	収入率% (対予算比)	収入済額 構成比%
1	国民健康保険税	1,018,503,000	1,018,503,000	1,013,588,593	99.52%	20.30%
2	使用料及び手数料	100,000	100,000	47,500	47.50%	0.00%
3	国庫支出金	1,000	1,000	0	0.00%	0.00%
4	療養給付費交付金	0	0	0		0.00%
5	県支出金	3,307,105,000	3,607,056,000	3,430,866,971	95.12%	68.70%
6	財産収入	788,000	788,000	530,757	67.35%	0.01%
7	繰入金	306,528,000	312,993,000	312,992,000	100.00%	6.27%
8	繰越金	75,377,000	218,223,000	218,224,249	100.00%	4.37%
9	諸収入	27,598,000	17,228,000	17,524,908	101.72%	0.35%
10	市債	0	0	0		0.00%
	合計	4,736,000,000	5,174,892,000	4,993,774,978	96.50%	100.00%

<歳出>

単位：円

款	科目名称	当初予算額	予算現額	支出済額	執行率% (対予算比)	支出済額 構成比%
1	総務費	70,545,000	69,745,000	62,125,261	89.07%	1.29%
2	保険給付費	3,235,063,000	3,523,803,000	3,337,589,204	94.72%	69.50%
3	国民健康保険事業費 納付金	1,322,264,000	1,317,360,000	1,317,355,414	100.00%	27.43%
4	財政安定化基金拠出金	0	0	0		0.00%
5	保健事業費	72,284,000	59,184,000	52,461,536	88.64%	1.09%
6	基金積立金	788,000	788,000	530,757	67.35%	0.01%
7	公債費	0	0	0		0.00%
8	諸支出金	32,378,000	35,502,000	32,328,053	91.06%	0.67%
9	予備費	2,678,000	168,510,000	0	0.00%	0.00%
	合計	4,736,000,000	5,174,892,000	4,802,390,225	92.80%	100.00%

(2) 令和5年度国民健康保険特別会計当初予算構成

<歳入>

		単位：千円	
款	項目	当初予算額	構成比
1	国民健康保険税	942,673	19.95%
2	使用料及び手数料	50	0.00%
3	国庫支出金	1	0.00%
4	療養給付費交付金	0	0.00%
5	県支出金	3,357,874	71.05%
6	財産収入	675	0.01%
7	繰入金	301,892	6.39%
8	繰越金	95,358	2.02%
9	諸収入	27,477	0.58%
10	市債	0	0.00%
	合計	4,726,000	100.00%

<歳出>

		単位：千円	
款	項目	当初予算額	構成比
1	総務費	68,841	1.46%
2	保険給付費	3,285,580	69.52%
3	国民健康保険事業費納付金	1,256,963	26.60%
4	財政安定化基金拠出金	0	0.00%
5	保健事業費	77,745	1.65%
6	基金積立金	675	0.01%
7	公債費	0	0.00%
8	諸支出金	32,378	0.69%
9	予備費	3,818	0.08%
	合計	4,726,000	100.00%

---

---

令和5年度版

# 裾野市の国保

◇発行 令和5年10月1日  
◇発行者 裾野市健康福祉部国保年金課  
静岡県裾野市佐野1059番地  
(055) 995-1814

---

---